

令和3年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等保育料多子世帯負担  
軽減事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、届出保育施設、企業主導型保育事業所又は幼稚園（以下「届出保育施設等」という。）に園児を在籍させている多子世帯の経済的負担を軽減するために、令和3年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等保育料多子世帯負担軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 届出保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項に規定する施設のうち法第6条の3第9項から第12号まで又は法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。
- (2) 企業主導型保育事業所 法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもので内閣府から運営費の助成を受けたものをいう。
- (3) 保育料等 届出保育施設等の設置者が徴収する入園料、保育料をいう。
- (4) 多子世帯 保護者と現に生計を一として養育している子どもが2人以上含まれる世帯をいう。
- (5) 補助対象子ども 寒河江市内に居住している多子世帯の子どものうち、届

出保育施設等に入所している第2子以降の児童（幼稚園の場合においては、3歳未満の子どもに限る。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象子どもの保護者で、保育料等を滞納していない者とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象子どもに係る令和3年度の保育料等から令和3年度寒河江市届出保育施設等就園奨励費補助金交付要綱（令和3年制定）に基づく寒河江市届出保育施設等就園奨励費補助金、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に基づく子育てのための施設等利用費及び企業主導型保育事業所における施設等利用費及び令和3年度寒河江市保育料無償化に向けた段階的負担軽減補助金交付要綱（令和3年制定）に基づく寒河江市保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業費補助金を差引いた額とし、当該保育料等の額に2分の1を乗じて得た額を上限とする。ただし、補助対象子どもが第3子以降の児童である場合は、上限額は適用しないものとする。

（補助金等交付申請書）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに令和3年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等多子世帯保育料負担軽減事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 在園証明書及び保育料等納付額（見込）証明書（様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更申請手続）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請の内容を変更しようとするとき

は、前条に定める申請の手続きに準じて、令和3年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等保育料多子世帯負担軽減事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第7条 補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定にかかわらず、補助金を交付した日から起算して15日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、令和3年度寒河江市幼稚園及び届出保育施設等保育料多子世帯負担軽減事業費補助金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第8条 市長は、補助事業の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了する日が属する年度の翌年度の4月1日から起算し、5年間保存しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。